

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律第72条に規定する重要事項の説明等について（平成14年国総動第309号）新旧
対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一・第二 （略） 第三 「専任の管理業務主任者」の専任性について 1 法第56条第1項の「専任」とは、原則として、マンション管理業を営む事務所に常勤（マンション管理業者の通常の勤務時間を勤務することをいう。ITの活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で、マンション管理業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合を含む。）して、専らマンション管理業に従事する状態をいう。ただし、当該事務所において一時的にマンション管理業の業務が行われていない間に、<u>当該事務所がマンション管理業以外の業種を兼業している場合等に他の業種に係る業務に従事することは差し支えないものとする。また、同様に他の事務所におけるマンション管理業の業務に従事することも差し支えないが、当該他の事務所における専任の管理業務主任者を兼務することはできないこと。</u> 2 「専任の管理業務主任者」は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第15条第1項に規定する「専任の取引主任者」を兼務できないこと。ただし、「専任でない管理業務主任者」が「専任の取引主任者」を兼務すること及び「専任の管理業務主任者」が「専任でない取引主任者」を兼務することは差し支えないこと。 また、マンション管理業の事務所が建築士事務所、建設業の営業所等を兼ね、当該事務所における管理業務主任者が建築士法、建設業法等の法令により専任を要する業務に従事しようとする場合、及び個人のマンション管理業者が管理業務主任者となっているマンション管理業の事務所において、当該個人が同一の場所において土地家屋調査士、行政書士等の業務をあわせて行おうとする場合等については、他の業種の業務量等を斟酌のうえ専任と認められるものを除き、専任の管理業務主任者とは認められないこと。	第一・第二 （略） 第三 「専任の管理業務主任者」の専任性について 1 法第56条第1項の「専任」とは、原則として、マンション管理業を営む事務所に常勤（マンション管理業者の通常の勤務時間を勤務することをいう。ITの活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で、マンション管理業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合を含む。）して、専らマンション管理業に従事する状態をいう。ただし、<u>当該事務所がマンション管理業以外の業種を兼業している場合等で、当該事務所において一時的にマンション管理業の業務が行われていない間に他の業種に係る業務に従事することは差し支えないものとする。</u> 2 「専任の管理業務主任者」は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第15条第1項に規定する「専任の取引主任者」を兼務できないこと。ただし、「専任でない管理業務主任者」が「専任の取引主任者」を兼務すること及び「専任の管理業務主任者」が「専任でない取引主任者」を兼務することは差し支えないこと。 また、マンション管理業の事務所が建築士事務所、建設業の営業所等を兼ね、当該事務所における管理業務主任者が建築士法、建設業法等の法令により専任を要する業務に従事しようとする場合、及び個人のマンション管理業者が管理業務主任者となっているマンション管理業の事務所において、当該個人が同一の場所において土地家屋調査士、行政書士等の業務をあわせて行おうとする場合等については、他の業種の業務量等を斟酌のうえ専任と認められるものを除き、専任の管理業務主任者とは認められないこと。